

ID: 1579

担当部署: 健康福祉部 子育て支援課

処分の概要	受給資格の喪失		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第4条		
法令番号	平成22年法律第19号		
【基準】 法第4条の規定による。 (支給要件) 第4条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。 (1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者 (3) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの 2 前項第1号又は第3号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日